

令和6年度第1回 島田市国民健康保険運営協議会

令和6年7月12日（金） 午後1時30分～

島田市役所4階 第3委員会室

国民健康保険事業の概要について P1

審議事項

島田市国民健康保険税賦課限度額の改正について P4

報告事項

1. 令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて P5～7
2. 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計当初予算について P8
3. 静岡県国民健康保険運営方針の改定について P9～11
4. 令和6年度島田市国民健康保険事業計画について P12～15
5. 特定健診・特定保健指導の状況について P16～17
6. 令和6年度保健事業の実施について P18～21

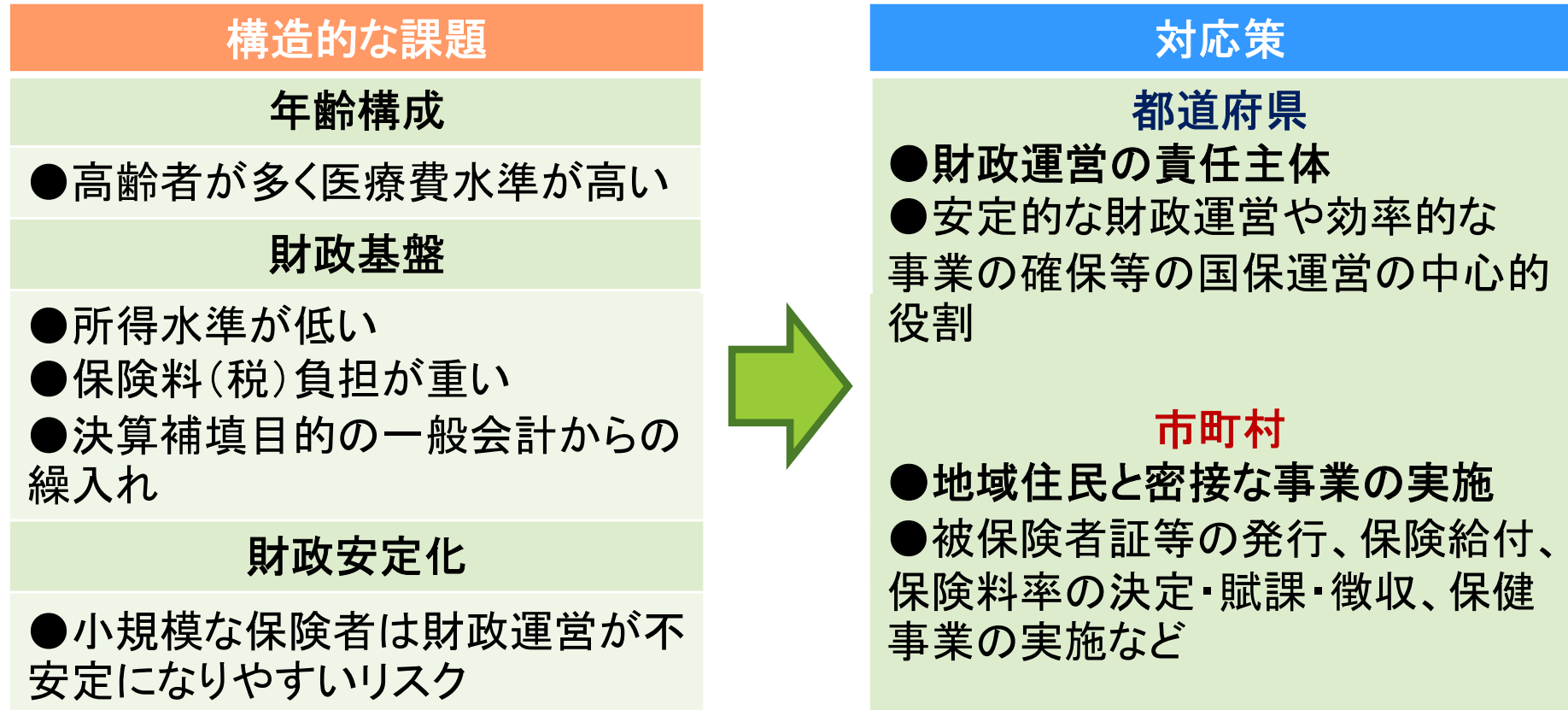
1. 国民健康保険事業の概要について

【医療保険制度の全体像】

後期高齢者医療制度			
75歳以上の者			
被用者保険			国民健康保険
健康保険組合	協会けんぽ	共済組合	
大企業の サラリーマン	中小企業の サラリーマン	公務員	
			自営業者、 年金生活者等

国民健康保険は他の医療保険に加入していない全ての住民を被保険者とする。

【国民健康保険制度改革の概要】



制度改革後は都道府県が制度運営の中心的役割を担う

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

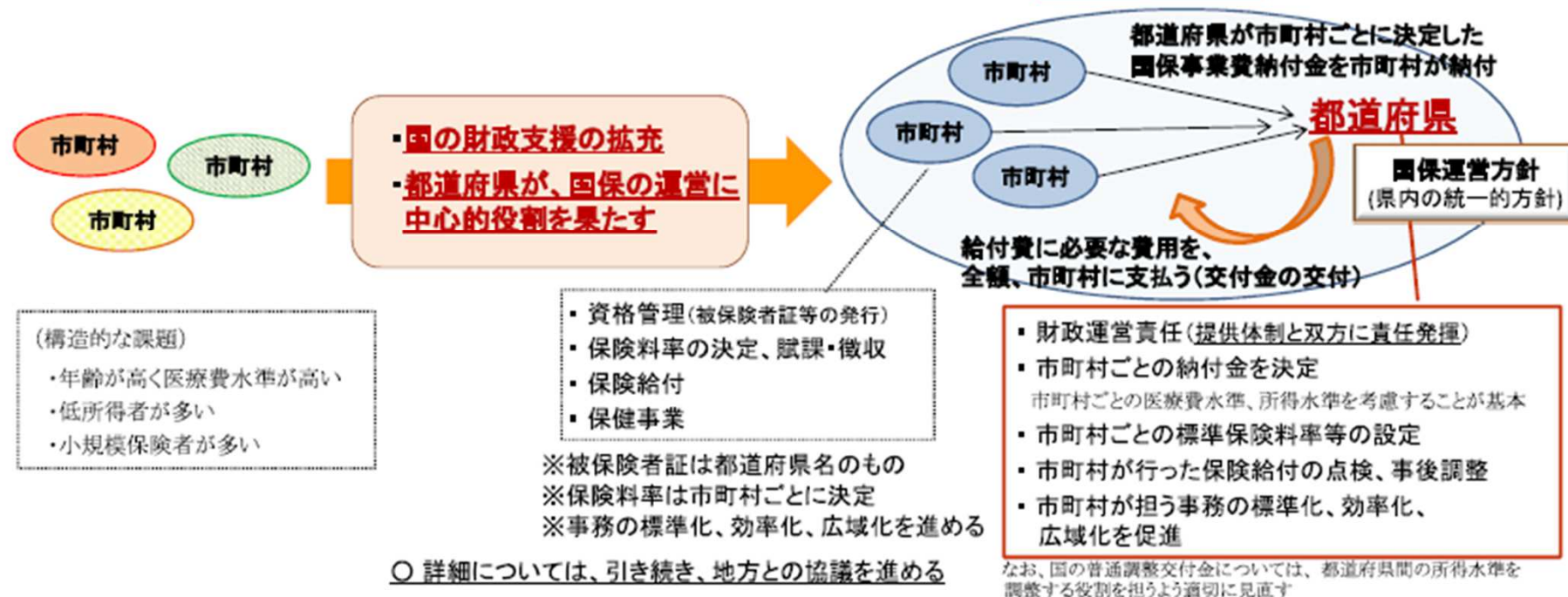
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】 市町村が個別に運営

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割



【審議事項】 島田市国民健康保険税賦課限度額の改正について

【改正の概要】

「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額分の賦課限度額を改正

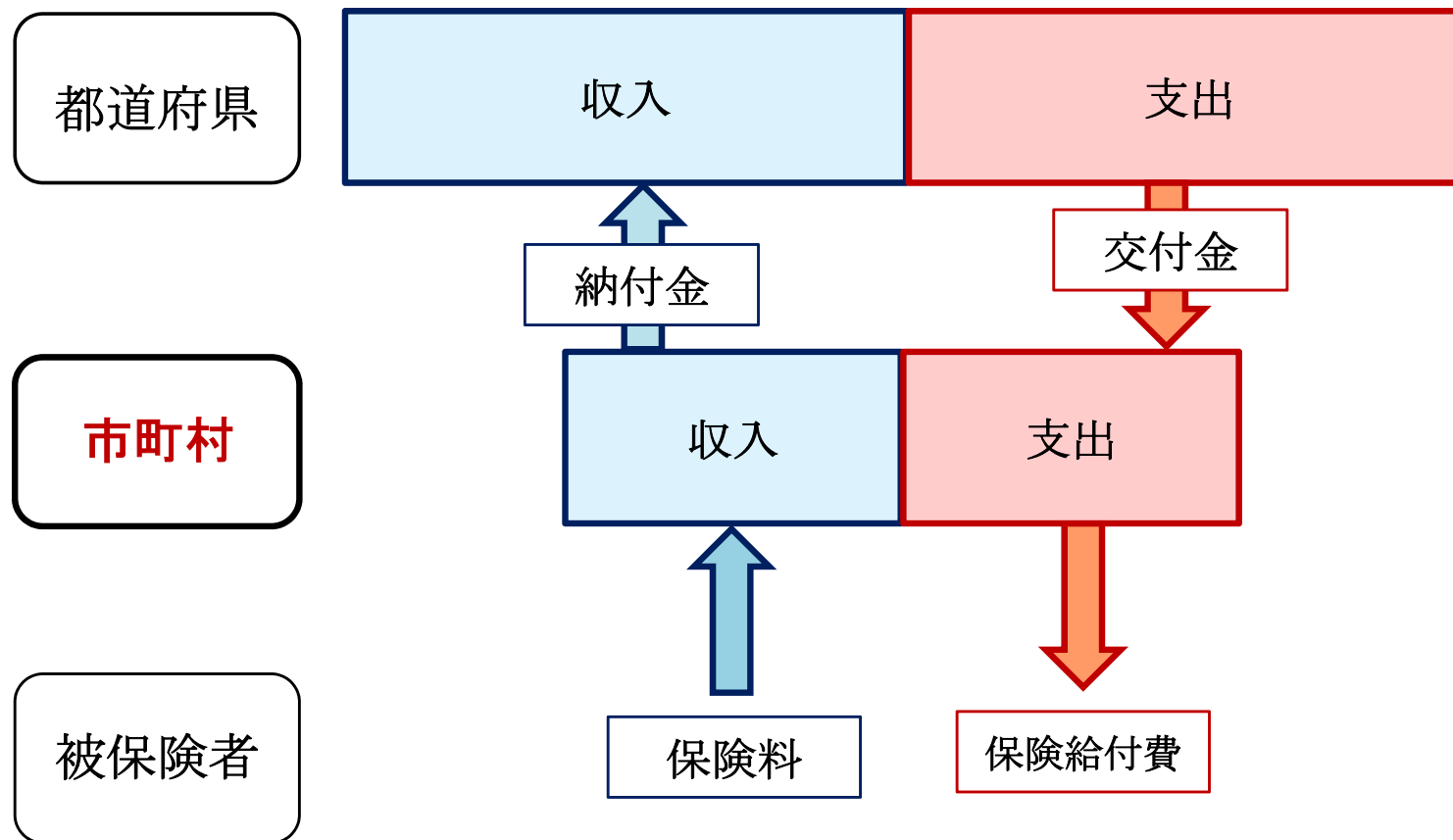
施行期日：令和7年4月1日（予定）

区分	①改正前限度額	②改正後限度額	差額（②－①）
基礎課税額分 （医療分）	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援 金等課税額分	22万円	24万円	2万円引上げ
介護納付金 課税額分	17万円	17万円	据え置き
合 計	104万円	106万円	2万円引上げ

【報告事項】

1. 令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計 決算見込みについて

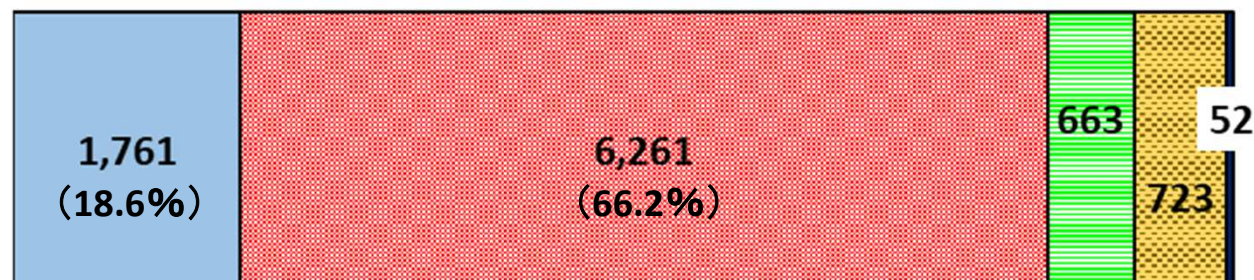
【国保財政の仕組み】



【令和5年度 島田市国民健康保険特別会計 決算見込み額の内訳】

歳入内訳

総額: 9,460百万円

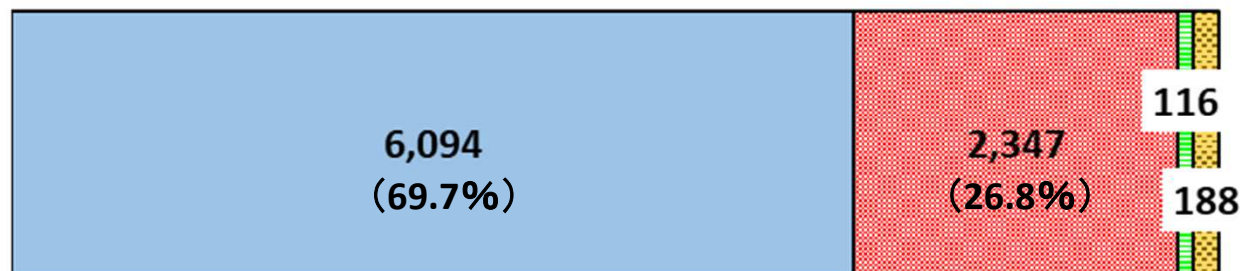


単位: 百万円

□ 国民健康保険税 ■ 県支出金 ■ 繰入金 ■ 繰越金 ■ その他

歳出内訳

総額: 8,745百万円



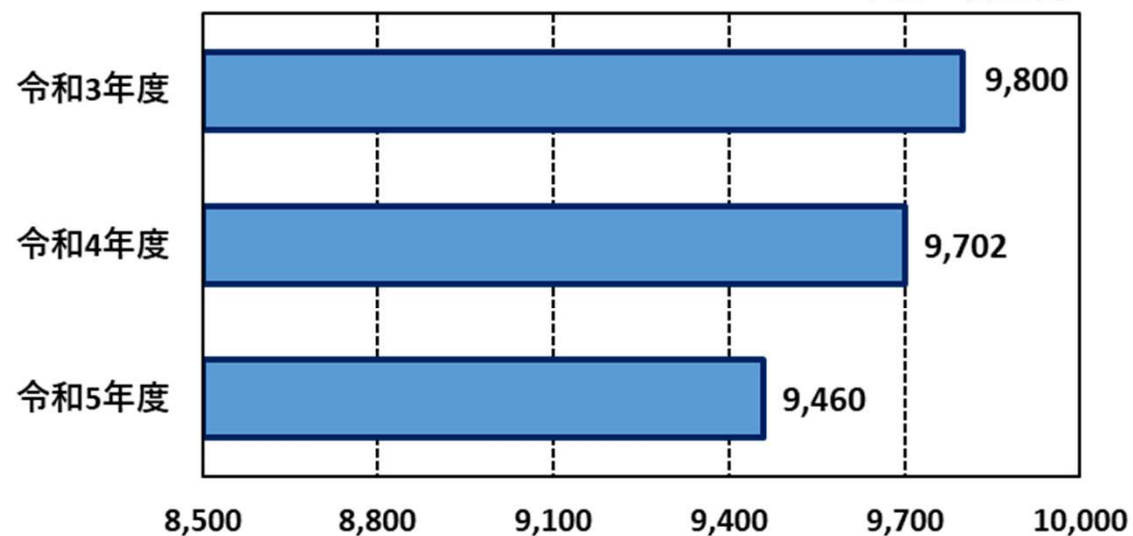
単位: 百万円

□ 保険給付費 ■ 事業費納付金 ■ 保健事業費 ■ その他

【島田市国民健康保険特別会計 決算額の推移】

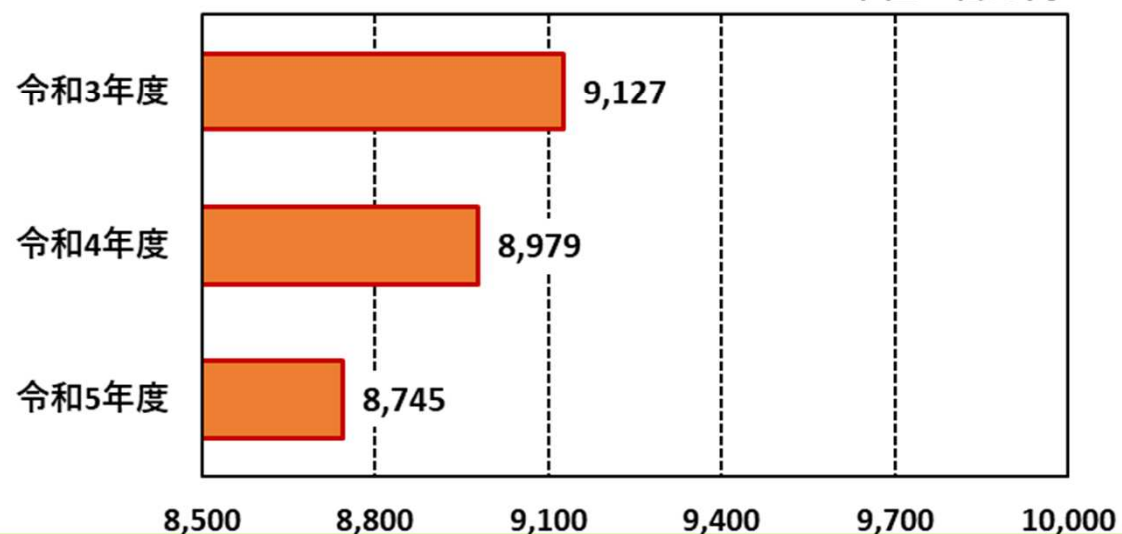
歳入決算額の推移

単位：百万円



歳出決算額の推移

単位：百万円

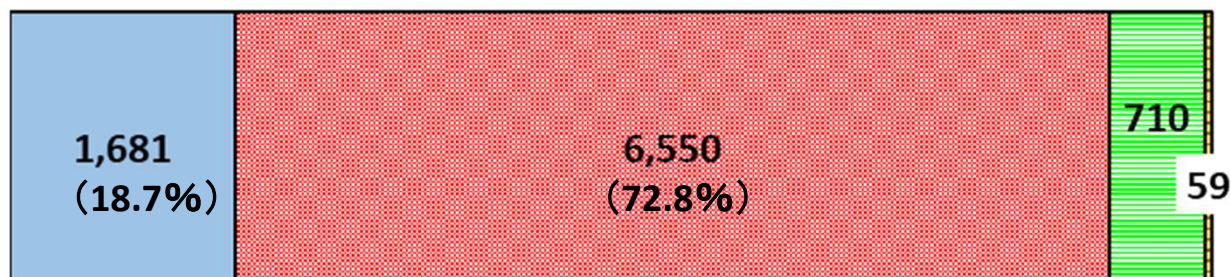


2. 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計 当初予算について

【令和6年度 島田市国民健康保険特別会計 当初予算内訳】

歳入内訳

総額：9,000百万円

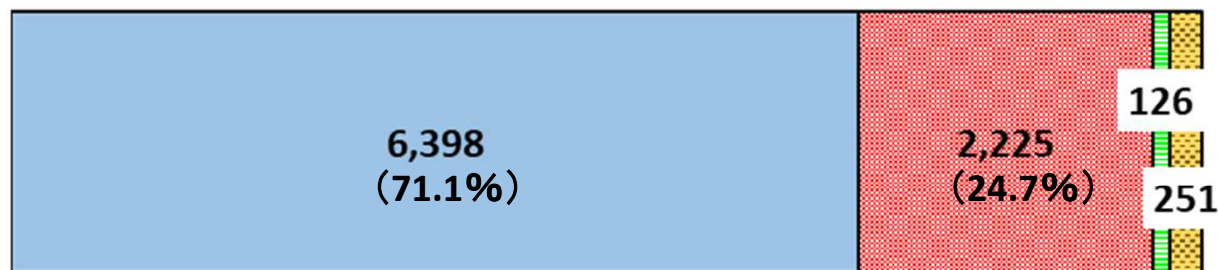


単位：百万円

□ 国民健康保険税 ■ 県支出金 ■ 繰入金 ■ その他

歳出内訳

総額：9,000百万円



単位：百万円

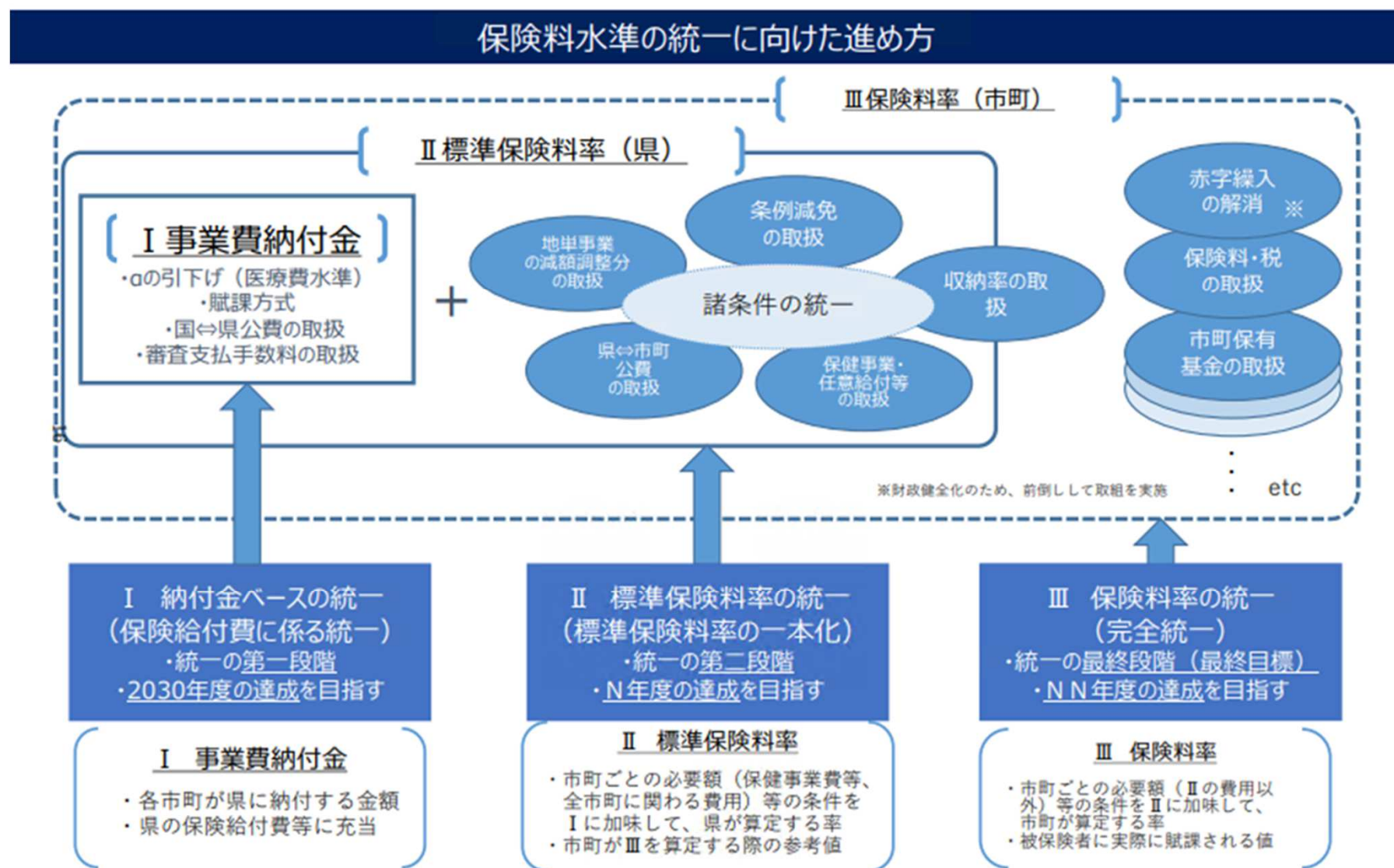
□ 保険給付費 ■ 事業費納付金 ■ 保健事業費 ■ その他

3. 静岡県国民健康保険運営方針の改定について

【静岡県国民健康保険運営方針改定の概要】

項目	内容
趣 旨	県は市町とともに、運営方針を基に、2018年度からの新たな国保制度を将来にわたって持続可能で、県民が安心して医療を受けられる制度とするよう取り組む。
位置付け	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2に基づくもの
対象期間	令和6年度～令和11年度(6年間) ※令和9年度に中間見直しを行う。
取組等	①基本的事項(趣旨、位置付け、期間) ②国保の医療に要する費用及び財政の見通し ③保険料の標準的な算定方法と保険料水準の統一 ④保険料の徴収の適正な実施 ⑤保険給付の適正な実施 ⑥医療に要する費用の適正化の取組 ⑦国保事業の広域的及び効率的な運営 ⑧保健医療サービス関係施策等との連携 ⑨関係市町相互間の連絡調整等

【保険料水準の統一に向けた取組】



【納付金の算定に用いる段階的な α (医療費指数反映係数)の引下げ】

項目	内容																
概要	令和7年度納付金から段階的に医療費指数反映係数 α の値を引下げ、引下げに伴う市町への財政支援等について、県と市町で十分に協議を行うこととした。																
年次計画 (案)	令和6年度算定から、$\alpha=0.2$ずつ引き下げる 引下げは令和6年度算定(令和7年度納付金)より開始 αを0.2ずつ引き下げ($\alpha=1.0 \rightarrow 0.8 \rightarrow 0.6 \dots$)、5年間で第3期運営方針の適用期間内に0にする。 <table><tr><td>算定年度 (納入年度)</td><td>R5 (R6)</td><td>R6 (R7)</td><td>R7 (R8)</td><td>R8 (R9)</td><td>R9 (R10)</td><td>R10 (R11)</td><td>R11 (R12)</td></tr><tr><td>α</td><td>1</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>0.2</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 第3期運営方針適用期間 (R6～R11)	算定年度 (納入年度)	R5 (R6)	R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)	α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0
算定年度 (納入年度)	R5 (R6)	R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)										
α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0										
財政支援 (案)	他都道府県の実施及び国の加速化プランを参考に、以下の案を提示する。 ○県繰入金特別交付金(2号繰入金)の配分を調整し、財政支援を実施する。 ○財政支援は、αの引下げを行う5年間(R7～R11年度)の時限措置とする。補填率は、徐々に縮小させる。																

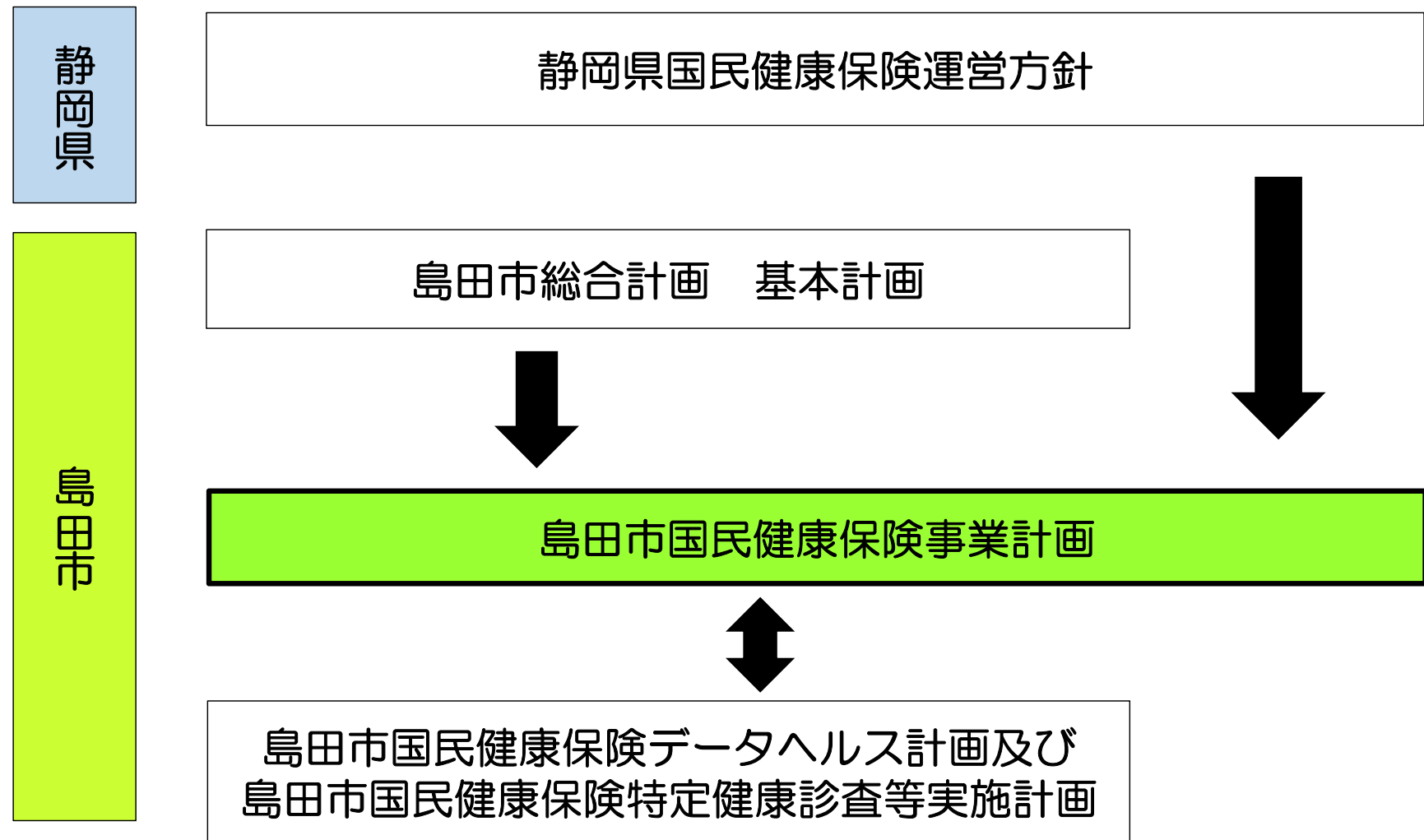
4. 令和6年度島田市国民健康保険事業計画について

【計画の概要】

項目	内容
概要	国民健康保険事業の健全化に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、被保険者の健康の保持及び増進を図るとともに、適正な保険給付を行うために必要な事項及び取組を定めた計画
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
基本方針	●国民健康保険事業を計画的かつ効率的に運営するため、島田市国民健康保険データヘルス計画等の関連計画の内容を踏まえ、被保険者の健康の保持及び増進を図るために保健事業の実施を推進する。 ●県と協力・連携しながら、保険給付と保険料負担のバランスを考慮し、必要な財源の確保と事業の進捗状況の把握に努める。

【計画の位置付け】

「静岡県国民健康保険運営方針」に従い、市の上位計画や関連計画との整合を図り、市が実施する国民健康保険事業の全体計画に位置付ける。



【島田市国民健康保険の概要】

項目	特徴
被保険者	●全体の被保険者数は減少傾向 ●高齢者の割合が高い 被保険者数(令和5年度末現在) 全体:17,212人 うち65歳以上:9,054人(全体の52.6%)
医療費	●全体の医療費はやや減少傾向
保険税	●全体の収入額は減少傾向 ●県内市町では収納率が高い 令和4年度 収納率:97.03%(県内 2位/35市町) ※令和5年度 収納率:96.58%
財政状況	●歳入、歳出決算額ともに減少傾向
保健事業	●医療費分析に基づく効果的な保健事業を実施 特定健康診査等、糖尿病性腎症重症化予防事業

【取組の体系】

重点取組

効果的な 事業運営

●適用適正化対策の推進

- ・資格の適用適正化
- ・適正な賦課 など

国保財政 の安定化

●医療費適正化対策の推進

- ・ジェネリック医薬品の普及促進
- ・重複頻回受診等に対する指導 など

●保健事業の推進

- ・特定健診・特定保健指導の実施
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 など

●収納率向上対策の推進

- ・口座振替・コンビニ収納などの推進

その他の取組

●被保険者証廃止への対応

- ・資格確認書等の交付 など

●事務処理標準化への対応

- ・国保事務処理システムの標準化 など

●事務処理のデジタル化への対応

- ・窓口手続のオンライン化 など

●オンライン資格確認の普及啓発と適正運営の啓発

- ・被保険者向けの啓発 など

5. 特定健診・特定保健指導の状況について

【第3期 特定健康診査等実施計画の進捗状況(法定報告)】

項目		受診(利用)率(%)				実施者数(人)	
年度		R3		R4		R3	R4
区分		目標	実績	目標	実績	実績	実績
特定健康診査		52.0	41.5	56.0	42.6	6,091	5,832
特定保健指導	動機付け支援	88.8	92.4	88.8	85.2	403	327
	積極的支援	87.5	73.0	87.5	87.5	89	84
	全体	88.5	88.2	88.5	82.4	492	411

【特定健康診査等の暫定値(参考)】

項目	令和4年度(R5.6.1時点)	令和5年度(R6.6.1時点)
特定健康診査受診率(%)	39.4	39.2
特定保健指導利用率(%)	88.1	91.3

【令和6年度 特定健康診査等の実施体制】

種別	項目	内容
特定健康診査	検査項目	診察、計測、血圧測定、尿検査、血液検査等 対象者には尿中アルブミン検査を実施
	実施期間	令和6年6月1日～令和7年2月28日
	実施体制	個別：委託医療機関（島田地区：23か所、金谷地区：2か所、川根地区1か所）で実施 集団：地区別の会場（全9会場）で実施
特定保健指導	実施内容	健診結果の説明、保健師等による生活習慣改善目標達成のための継続的支援
	実施期間	令和6年7月～令和7年9月
	実施体制	総合がん検診・榛原集団健診は健診当日会場にて実施 島田市保健福祉センター等（全3か所）で実施

※自己負担額はいずれも無料

6. 令和6年度保健事業の実施について

【令和5年度 国保ヘルスアップ事業実績】

項目	実績
第3期データヘルス計画策定	第3期島田市国民健康保険データヘルス計画(第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画)を3月に策定
島田市データヘルス計画推進委員会	【開催回数:3回 (令和5年8月28日、11月27日、令和6年3月14日)】 第3期データヘルス計画の策定、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実践の評価及び検証、病診連携の推進
広報・啓発事業	●被保険者向け広報活動 【実施日:令和5年11月12日 世界糖尿病デーPR】 ●糖尿病性腎症重症化予防セミナー 【実施日:令和5年9月20日他3日】
糖尿病重症化予防	糖尿病歯科検診 13人
糖尿病性腎症重症化予防プログラム	【実施期間:令和5年8月～令和6年11月(予定)】 個別指導、薬剤師面談等 参加者:8人
糖尿病 病診連携パス	【実施者:4人】 糖尿病の非専門医の受診者に係る専門医等との連携

【令和6年度 国保ヘルスアップ事業計画】

項目	計画
島田市データヘルス計画推進委員会	【開催予定回数: 2回】 データヘルス計画の推進、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実践の評価及び検証、その他保健事業の評価
広報・啓発事業	●被保険者向け広報活動 【時期: 令和7年1月26日 内容: 健康講演会】 ●糖尿病性腎症重症化予防セミナー 【開催予定回数: 4回】
糖尿病重症化予防	糖尿病歯科検診
糖尿病性腎症保健指導プログラム	【対象者: 糖尿病性腎症第2、3期該当者】 教室の開催、個別指導、薬剤師面談
CKD病診連携	【対象者: 糖尿病性腎症第3、4期で非専門医の受診者】 糖尿病の非専門医の受診者に係る専門医等との連携
糖尿病 病診連携パス	【対象者: 血糖管理困難と判断される受診者】 糖尿病の非専門医の受診者に係る専門医等との連携



【令和6年度 国保ヘルスアップ事業計画】
減塩普及啓発事業(島田市国保TE・Aプロジェクト)

項目	計画
産業・商業分野との連携	・適塩に関する標語の掲示物を作成し、食品を販売する店舗(スーパーやコンビニ等)に掲示の協力依頼を行う。 ・市内の飲食店に対する「適塩マイスター講座」を開催し、適塩の取り組みを行い健康意識の高い飲食店として島田市公認「適塩認定証」を交付する。
庁内関連部署との連携	健康づくりや食環境などに関連する部署と連携し、市民全体へ周知する。(健康づくり課、学校給食課など)
若年層への普及啓発	市内の幼稚園児に啓発キャラクターを周知し、家族で「適塩」について考えるきっかけづくりを行う。
地域の健康教育	希望する自治会や市民団体へ健康教育を行う。
情報発信	・市内の協力していただける施設などにおいてYouTube動画を放映する。 ・LINEを活用した情報発信を行う。

【令和6年度 その他の保健事業計画】

項目	計画
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための実施体制の検討や進捗管理のため庁内連携会議及び担当者会議を開催 【開催予定回数 庁内連携会議:2回、担当者会議9回】 医療専門職による健康課題の検討会を実施 【開催予定回数:2回】
健康状態不明者訪問事業	一定期間、健診や医療機関への受診がなく、介護保険も未認定の健康状態不明者を対象に、訪問により健康状態を確認し、必要な支援につなげる 【対象予定人数:331人】
通いの場等での健康教育・健康相談	データ分析による地域の健康課題をもとに、しまトレ、ふれあい等の通いの場において、医療専門職が健康教育、健康相談を実施 【実施予定回数:18回】